

各市町村・広域連合

介護保険担当課（室）長 様
居宅介護支援担当課（室）長 様
地域密着型サービス事業担当課（室）長 様
介護予防・日常生活支援総合事業担当課（室）長 様
地域包括支援センター担当課（室）長 様
老人福祉センター担当課（室）長 様

大阪府福祉部高齢介護室長

高齢者施設等「スマホ検査センター」の対象拡大について

日頃より大阪府福祉行政への御理解御協力を賜りお礼申し上げます。

さて、大阪府で設置しております高齢者施設等「スマホ検査センター」は、少しでも症状のある高齢者施設等の職員、入所者を対象に迅速に検査を実施する仕組みとして、令和3年1月に開設し、同3月、同4月と順次対象を拡大してまいりました。

このたび、令和3年11月12日（金）より、「第六波」に備えた体制強化のため、さらなる対象拡大を図ため、「別添1」に記載する施設等のすべての職員及び利用者の利用が可能となりますので、ご案内いたします。

◆高齢者施設等「スマホ検査センター」（以下「検査センター」という。）について

- ・ 社会福祉施設等におけるクラスターの発生防止と感染拡大の最小化、福祉サービスの安定的な提供を確保するため、かかりつけ医や保健所（新型コロナ受診相談センター）での体制に加え、職員・福祉サービスの利用者に少しでも症状が出た場合にスマートフォンやPCで検査申込ができる仕組みです。
- ・ これまでの検査キットは、唾液を直接採取する方法のみでしたが、今回、高齢者等唾液採取が難しい方も検体採取しやすい検査キット（綿棒に唾液をしみこませる）を導入し、採取方法の拡充を図ります。

◆大切な注意点

- ・ 受診が必要な場合（息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合）などは、お近くのかかりつけ医にご相談ください。
- ・ 夜間・休日やかかりつけ医がいない方などは、施設等所在地や職員の住所地を管轄する保健所（新型コロナ受診相談センター）へご相談ください。

【検査センターホームページ】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/coronafukushi/index.html>

【検査センターに関するお問合せメールアドレス】

kensasental@medi-staffsup.com

【添付資料】（各施設種別共通資料）

- ・ 別添1 検査対象施設、検査を受ける職員の職種
- ・ 別添2 高齢者施設等「スマホ検査センター」について（検査の流れ、本部・サテライト等）
- ・ 別添3 高齢者施設等「スマホ検査センター」の利用にあたってのFAQ等

・別添4 福祉施設等の管理者、職員の皆様へ

問い合わせ先

介護予防・日常生活支援総合事業及び地域包括支援センター

介護支援課地域支援グループ 吉田・中江・寺井 TEL 06-6944-6690

上記以外 介護支援課企画調整グループ 筒浦、松本 TEL 06-6944-2673